

(別 紙)

玄海及び川内原子力発電所 原子力事業者防災業務計画の主な修正内容

○ 玄海及び川内原子力発電所の組織改正に伴う修正

玄海及び川内原子力発電所の組織改正（部及びグループ制の導入）に伴う原子力防災管理者の代行順位見直し及び役職名の変更

以 上

(参考)

「原子力事業者防災業務計画の主な内容」

第1章 総則

原子力事業者防災業務計画の目的、定義、基本的な考え方、運用及び修正について記載

第2章 防災体制

緊急時体制の区分、原子力防災組織、原子力防災管理者の職務等について記載

第3章 原子力災害予防対策の実施

通報や業務に必要な設備、資機材等の整備、原子力防災教育及び原子力防災訓練の実施、関係機関との連携等について記載

第4章 緊急事態応急対策等の実施

原災法に基づく通報、災害拡大防止や放射能影響評価などの応急措置の実施、緊急事態応急対策等について記載

第5章 原子力災害事後対策の実施

原子力災害の復旧対策、行政機関等への原子力防災要員の派遣等について記載

第6章 その他

他社原子力発電所等で原子力災害が発生した場合の原子力防災要員派遣や資機材貸与等の協力について記載

以上